

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

お問い合わせは 広報室

〒601-8520 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 TEL.075-312-1214 FAX.075-312-0493 <http://www.gs-yuasa.com/jp>

2008年10月31日

当社子会社の不適切な取引に関する報告

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション（社長：依田 誠。以下、GYC）は、平成20年9月19日付で発表した連結子会社である株式会社 ジーエス・ユアサ ライティング（社長：前野 秀行。本社：京都市南区。以下、GYL）の「当社子会社の不適切な取引について」につきまして、当社が設置しました外部調査委員会から平成20年10月28日付で調査報告書を受理いたしました。

会社として、内容の詳細把握およびこれまでの事業運営体制などに対する総括作業を鋭意行ってまいり、上記取引（以下、本件取引）の内容、決算への影響、再発防止策などがまとまりましたので下記の通りご報告申し上げます。

なお、受理しました調査報告書につきましては別紙をご参照ください。

記

I. 決意とお詫び（総括）

当社はこのたびの不適切な取引行為にかかわる一連の事態に関して、全容を解明すると同時に過年度および当期の決算の訂正・修正の規模を明らかにした上で、再発防止に向けた経営方針を決定いたしました。本日ここにご報告をいたします。株主および取引先をはじめとする関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。今後は同様のことを二度と起こさないという固い決意の下、当社グループ一丸となって信用の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

II. 調査結果

1. 本件取引の内容

(1) 本件取引の態様

本件取引は、GYL千葉営業所およびGYL代理店2社、ならびに照明関連器具の大手代理店など、合計8社を当事者とした他社製品の架空売買または架空工事の請負を内容とします。実際には工事ならびに製品の受け渡しは行われず、帳票だけの取引が当事者間で循環していました。架空売買と架空工事のいずれを内容とする取引であっても、本件取引によりGYL以外の当事者には1%～5%前後の利益が上がる仕組みとなっており、そのため取引が循環するごとに販売額が膨れ上がっていくことになりました。

(2) 本件取引の関与者

本件調査において得られた資料による限り、本件取引において各取引先に製品の転売先と転売価格を指示していたのがGYL千葉営業所の元所長（以下、元所長）であると判明いたしました。GYCおよびGYLの役員、元所長以外の従業員の本件取引への主導的な関与は認められませんでした。

(3) 本件取引の動機

元所長がGYL千葉営業所の業績を引き上げるために、本件取引により売上を水増ししたものです。本件調査において、元所長は本件取引によって利益を得ていた取引先の会社社長から多額の現金を借り入れ、現在に至るまで返済していないことが判明しており、このような形で個人的な利得

を図る目的があったものと考えられます。

2. 不適切な売上高および利益への影響

本件取引に関する平成17年3月期から平成21年3月期第2四半期までの、架空売上高の累計額は320億円となり、過年度分を含む連結純利益への影響額は70億円（内、過年度分53億円、当期分17億円）でした。また、GYC個別決算についても、GYLからの受取配当金の返還、およびGYCに係る子会社株式評価損の計上により、純利益影響額は5億円（内、過年度分2億円、当期分3億円）となりました。この影響額は平成17年3月期から当第2四半期の各期決算において修正および反映されます。詳細は第IV項ならびに第V項をご参照ください。

なお、関東財務局への訂正報告書の提出ならびに過年度の決算短信の訂正開示は平成20年11月7日を予定しております。

Ⅲ. 原因および再発防止策

1. 本件取引の発生原因

元所長が本件取引を開始するに至った原因は、業況の厳しい施設照明の分野において、千葉営業所の業績を引き上げようとしたことであると考えられますが、本件取引の開始後は、Ⅱ.1.(3)で述べた個人的な利得を図る目的が本件取引の長期間の継続に寄与していると考えられます。また、長期間にわたり本件取引が発見されなかった点については、GYLのみならず、GYCおよびGYCグループ全体としての内部統制システムに問題があったためであると認識しています。特に内部統制上の問題として、具体的に次の4点が挙げられます。

(1) リスク管理・コンプライアンス意識の欠如に基づく過大取引の放置

本件取引当時のGYL幹部（元社長や元営業部長）は、千葉営業所の売上が他の支店および営業所に比べて過大であることについては認識していましたが、また、遅くとも平成18年2月には千葉営業所の業績に疑義を持ちつつも漫然と本件取引を放置し、具体的調査をせずGYCおよびGYLの取締役会にも報告していませんでした。これは、本件取引を実行した元所長もさることながら、上記幹部においても、そのリスク管理・コンプライアンス意識が欠如していたというほかありません。

(2) モニタリング体制

親会社としてのGYCからGYLに対する監視、およびGYL内部における監視のいずれにおいても、監視体制が有効に機能せず、結果として、本件取引を長期間にわたり発見することができませんでした。

GYCには、子会社の業務を監査する部署として監査室があります。監査室はGYLに対して毎年内部監査を実施していましたが、形式的な書類の有無の確認にとどまり、取引内容の確認などの実質的な調査を行っていませんでした。GYLでは本件取引の対象となった他社製品の仕入や販売について、元所長の指示通りに行っていました。GYLとして取引の実態について把握し、制御する仕組みが構築されていませんでした。

(3) 従業員などからの情報収集体制

GYLを含むGYCグループには内部通報制度が整備されていましたが、実効的に活用されていませんでした。

(4) 人事滞留・配置体制の不備

元所長を20年以上にわたり千葉営業所に配置し、配置転換を行っていませんでした。また、平成16年以降、元所長と管理監督権限のない1名の従業員という人員配置になっていたため、千葉営業所における監視体制が機能していませんでした。

2. 再発防止策

外部調査委員会からの提言を受け、当社として本件取引の発生原因を再認識した上で、本件取引のような不正取引が二度と発生しないよう、以下の通りの再発防止策を導入することとし、当社および当社グループ全体の内部統制システムの再構築に早急に着手いたします。

(1) コンプライアンス意識の改革

(a) 経営トップによる「反省と誓い」

今回のコンプライアンスに係る不祥事を起こしたことを深く反省し、今後はコンプライアンスの徹底を誓います。経営トップが、このことを当社グループ全社員へ宣言し、誓うとともに、「反省と誓い」を社員全員と共有いたします。

(b) コンプライアンス教育

当社グループの全社員を対象に、コンプライアンス教育（法令順守、社内規則遵守、企業倫理など）を実施いたします。また、平成21年3月末までの間に、外部講師による研修を階層別を実施いたします。加えて、当該階層別のコンプライアンス研修を平成21年4月以降も体系的な教育カリキュラムとして定着させ継続的な研修を行います。また、企業倫理基準、企業倫理行動ガイドライン、企業倫理ヘルプラインに重点を置き、現在GYCが制定しているコンプライアンスマニュアルを社員が読みやすく分かりやすい内容のものとするなどの改訂を行い、当該コンプライアンスマニュアルに関する説明会を当社グループ各社にて行うなど、コンプライアンスに関する教育の充実を図ります。

(c) コンプライアンス調査

当社グループ全社員を対象に、定期的なコンプライアンスに関するアンケート調査を実施いたします。

(2) 監視活動の強化

(a) GYCによる監視活動の強化

当社グループでは現在、当社の中に設置された内部統制室、監査室および財務統括部業務指導グループの3組織が別体制で監視活動を行っています。しかし、当該監視活動が必ずしも十分なものではなく、その結果、本件取引が発生したことに鑑み、今後は下記の内容にて監視活動を強化し、二重三重のチェックを行います。

①内部統制システムの構築

当社グループでは平成18年10月1日にプロジェクトを立ち上げ、平成20年10月1日にその活動を引き継ぐ形でGYC取締役社長直轄の組織である内部統制室を設置いたしました。現在、当社グループ全体の全社的統制や業務プロセス統制における(i)業務の有効性および効率性、(ii)財務報告の信頼性、(iii)事業活動に関わる法令などの遵守、および(iv)資産の保全などに鋭意取り組んでいます。この取り組みの中で、特にGYLにおける内部統制上の重大な欠陥についての改善活動を継続的に行います。

②監査室の体制強化

GYC取締役社長直轄の組織である監査室の権限を強化します。従来の内部監査では、被監査部門には監査内容を基本的に事前通知していましたが、今後は監査当日に対象とする取引案件を提示した上で証憑類の提出を要求することに加え、現地での現物確認などにより取引の実在性についても確認を行います。さらに、内部監査の終了後に提出する監査報告書に記載した指摘事項に対して、被監査部門に改善報告書の提出を徹底させ、フォロー監査も行います。これらを平成20年11月より実施し、内部監査の質を高めます。

③業務指導グループの活用

本件取引が発覚する以前から、GYC財務統括部の下に業務指導グループという組織があり、事業子会社4社と株式会社 ジーエス・ユアサ パワーサプライ(社長:依田 誠。本社:京都市南区。以下、GYP)内の3事業本部の業務に不適切な処理がないか調査していました。業務指導グループでは今後、まず平成20年12月より約1年間かけて、証憑類の確認にとどまらず、現地で現物を現実に確認するなど、より実地における調査手法を採用することにより、事業子会社およびGYPの各事業本部における取引実態の実在性を確認いたします。

(b) G Y L 内部における監視活動の強化

① 当社グループ事業体制の見直し

今回の不適切な取引を行った事業子会社 G Y L を消滅会社とし、グループ中核の事業子会社である G Y P を存続会社として、平成 21 年 2 月をめぐりに吸収合併を行う予定です。これにより、G Y P の経営管理の下で、毎月事業部門単位で幹部会を開催し、業績の進捗確認、今後の業績見通し、および事業での問題点などを確認いたします。

② 他の部署からのモニタリングの強化

G Y L が自社生産品と併せて販売する他社製品のポールなどを購入した場合、購入品を G Y L の工場や倉庫に受け入れることなく、ほとんどが製造元から現場へ直送されます。このような場合、従来は現物チェックを行っておりませんでした。今後は製造元から出荷した後に現地にて現物を確認いたします。「製品納入の現地確認」をもって売上計上を行います。また、現物の写真撮影を行い、確認者がサインした上で当該物件の他の証憑類とともに記録保管いたします。これらは平成 20 年 10 月より実施しています。

③ 各営業所内におけるモニタリングの強化

今回不適切な取引が発生した G Y L 千葉営業所は、元所長と女性社員の 2 名体制の営業拠点でした。今後は当社グループ各社の営業拠点の最小人員単位を 3 名とし、不正な業務が二度と発生しないよう、相互牽制機能を働かせます。

④ 業務フロー上におけるモニタリングの強化

(i) 購入再販品のみの取引の禁止

G Y L 自社生産品を含まない、購入再販品のみの仕入・販売の取引を平成 20 年 10 月より禁止いたしました。今後は購入再販品のみでの取引ができない仕組みへ、新たに社内ルールを作成し、運用を徹底いたします。

(ii) G Y L 与信管理マニュアル

平成 20 年 4 月に制定し、与信管理や回収管理について定めていますが運用できておりませんでした。内容を見直した上で、確実な運用を実施いたします。

(c) G Y L 業務分掌規則、G Y L 職務権限規則

資材購入品の担当部署、決定権限者を明確にいたします。また、営業各拠点に対する管理・監督を厳格にいたします。

(3) 従業員からの情報の伝達

(a) G Y C 企業倫理ヘルプライン規程

当社グループの内部通報制度は、グループ社員全員が顕名で利用できます。しかしながら、今回の G Y L の不適切な取引に関し、当制度が利用されなかったことから、より利用しやすい制度に改正いたします。今後は匿名でも利用できるようにした上で、外部受付窓口の担当弁護士名と専用電話番号を明記いたします。これを社内イントラネット掲示板に掲載し、当社グループ全社員へ周知いたします。また、内部通報制度とは別に、当社グループの取引先など社外の第三者が利用可能な外部通報制度を新たに設けます。

(4) 人事制度の見直し

(a) 人事ローテーション

本件取引が、同一職務における長期間の在籍を 1 つの原因として発生していることに鑑み、G Y L 社員の中で、その職務の性質上、他の業務への異動が困難である業種（技術開発職、専門職、特定業務職および製造職など）を除き、1 つの職場において同一職務への従事が長期にわたる者については、適時・適切に人事異動を実施いたします。加えて、G Y L のみならず、当社グループ内の全社においても滞留人事の総点検を行い、同様に順次人事異動を実施いたします。原則として、滞留人事は認めない人事制度といたします。

(b) 人事交流の活発化

GYLは当社グループの中核事業である電池・電源事業とは製品が異なったため、その性質上、他部門との人事交流はほとんどありませんでした。今回の前述(2)(b)①項の当社グループ事業体制の見直しを機に、今後は当社グループの他の事業子会社との人事交流を活発に行い、風通しの良い会社とすべく企業風土を改善いたします。

IV. 過年度決算の訂正

1. 連結およびGYC個別決算 平成17年3月期～平成20年3月期

(単位:百万円)

		連結決算			GYC個別決算		
		訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)	訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)
第1期 平成17年3月期	売上高	239,696	234,293	△ 5,402	5,002	5,002	0
	営業利益	1,191	876	△ 314	1,684	1,684	0
	経常利益	26	△ 287	△ 314	1,777	1,777	0
	税引前当期純利益	△ 5,467	△ 8,089	△ 2,622	1,688	1,688	0
	当期純利益	△ 14,732	△ 17,354	△ 2,622	982	982	0
第2期 平成18年3月期	売上高	243,428	235,137	△ 8,291	6,099	6,074	△ 25
	営業利益	5,652	5,179	△ 472	2,617	2,592	△ 25
	経常利益	5,099	4,626	△ 472	3,101	3,075	△ 25
	税引前当期純利益	1,358	885	△ 472	2,879	2,854	△ 25
	当期純利益	598	125	△ 472	1,865	1,840	△ 25
第3期 平成19年3月期	売上高	260,732	253,598	△ 7,134	4,233	4,225	△ 8
	営業利益	6,789	6,343	△ 446	1,927	1,919	△ 8
	経常利益	5,517	5,070	△ 446	2,289	2,281	△ 8
	税引前当期純利益	3,062	2,062	△ 999	2,095	2,087	△ 8
	当期純利益	4,130	3,131	△ 999	1,939	1,931	△ 8
第4期 平成20年3月期	売上高	312,012	303,727	△ 8,285	2,700	2,500	△ 200
	営業利益	12,384	11,891	△ 493	335	135	△ 200
	経常利益	9,946	9,453	△ 493	971	771	△ 200
	税引前当期純利益	4,491	3,280	△ 1,211	740	540	△ 200
	当期純利益	2,670	1,459	△ 1,211	676	476	△ 200

2. 連結およびGYC個別中間決算 平成17年3月期～平成20年3月期

(単位:百万円)

		連結決算			GYC個別決算		
		訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)	訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)
第1期 平成17年3月期 (中間期)	売上高	111,277	108,807	△ 2,470	2,221	2,221	0
	営業利益	△ 2,345	△ 2,484	△ 138	638	638	0
	経常利益	△ 3,020	△ 3,158	△ 138	531	531	0
	税引前当期純利益	△ 4,500	△ 6,181	△ 1,681	472	472	0
	当期純利益	△ 10,052	△ 11,733	△ 1,681	262	262	0
第2期 平成18年3月期 (中間期)	売上高	112,553	108,701	△ 3,851	3,212	3,186	△ 25
	営業利益	△ 708	△ 930	△ 222	1,492	1,467	△ 25
	経常利益	△ 894	△ 1,117	△ 222	1,800	1,775	△ 25
	税引前当期純利益	1,338	1,116	△ 222	1,666	1,641	△ 25
	当期純利益	556	334	△ 222	1,232	1,207	△ 25
第3期 平成19年3月期 (中間期)	売上高	120,750	117,104	△ 3,646	2,873	2,865	△ 8
	営業利益	1,122	913	△ 208	1,736	1,728	△ 8
	経常利益	1,099	891	△ 208	1,876	1,868	△ 8
	税引前当期純利益	△ 470	△ 711	△ 240	1,772	1,764	△ 8
	当期純利益	995	755	△ 240	1,622	1,614	△ 8
第4期 平成20年3月期 (中間期)	売上高	137,668	133,997	△ 3,670	1,635	1,435	△ 200
	営業利益	△ 705	△ 910	△ 205	483	283	△ 200
	経常利益	△ 1,551	△ 1,756	△ 205	856	656	△ 200
	税引前当期純利益	△ 1,333	△ 1,538	△ 205	807	607	△ 200
	当期純利益	△ 1,635	△ 1,840	△ 205	805	605	△ 200

3. 連結第1四半期決算 平成21年3月期

(単位:百万円)

		連結決算		
		訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)
第5期 平成21年3月期 (第1四半期)	売上高	71,724	69,582	△ 2,142
	営業利益	2,499	2,301	△ 197
	経常利益	3,347	3,149	△ 197
	税引前当期純利益	2,538	1,934	△ 603
	当期純利益	1,765	1,161	△ 603

V. 当期業績への影響

平成21年3月期の修正業績予想と、本件取引による影響額は以下の通りです。業績予想修正の内容については本日発表の「業績予想の修正および特別損失の発生に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 連結第2四半期決算 平成21年3月期

(単位:百万円)

		連結(業績予想)		
		前回予想	修正予想	修正額(B-A)
第5期 平成21年3月期 (第2四半期)	売上高	160,000	145,000	△ 15,000
	営業利益	3,000	6,500	3,500
	経常利益	2,000	6,500	4,500
	当期純利益	1,000	2,500	1,500

※前回予想:平成20年8月8日発表

2. 連結決算 平成21年3月期

(単位:百万円)

		連結(業績予想)		
		訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)
第5期 平成21年3月期	売上高	340,000	300,000	△ 40,000
	営業利益	13,000	13,000	0
	経常利益	12,000	12,000	0
	当期純利益	6,000	4,000	△ 2,000

※前回予想:平成20年8月8日発表

3. 本件取引による影響額

上記業績予想のうち本件取引に関する影響額は以下の通りであり、当期影響額については第2四半期において処理いたします。

[連結業績]

(単位:百万円)

	当 期	過 年 度	影響額の累計
	平成21年3月期	平成17年3月期 ~平成20年3月期	
売上高	△ 2,928	△ 29,112	△ 32,040
営業利益	△ 279	△ 1,725	△ 2,004
経常利益	△ 279	△ 1,725	△ 2,004
当期純利益	△ 1,755	△ 5,304	△ 7,060

[GYC個別業績]

(単位:百万円)

	当 期	過 年 度	影響額の累計
	平成21年3月期	平成17年3月期 ~平成20年3月期	
売上高	△ 95	△ 233	△ 328
営業利益	△ 95	△ 233	△ 328
経常利益	△ 95	△ 233	△ 328
当期純利益	△ 302	△ 233	△ 535

VI. 関係者の処分

調査委員会提言を受けて、本件取引に関する各関係者の処分を行います。処分の内容は以下の通りです。

1. 本件取引の実行行為者

- ・ G Y L 千葉営業所元所長 懲戒解雇（10月30日付）

2. G Y L 役員

- ・ 代表取締役社長 前野 秀行 取締役を辞任いたします
- ・ 専務取締役 奈良 勇二 取締役を辞任いたします

3. G Y C 取締役

子会社の不適切な取引により過年度決算および当期業績修正に至った責任を重く受け止め、以下の通り報酬を返上いたします。

- ・ 代表取締役会長 秋山 寛 報酬月額20%を3ヶ月減額
- ・ 代表取締役社長 依田 誠 報酬月額20%を3ヶ月減額
- ・ 代表取締役副社長 上田 温之 報酬月額20%を3ヶ月減額
- ・ 専務取締役 中村 正昭 報酬月額10%を3ヶ月減額
- ・ 常務取締役 前野 秀行 報酬月額30%を3ヶ月減額
- ・ 常務取締役 小野 勝行 報酬月額10%を3ヶ月減額
- ・ 常務取締役 椎名 耕一 報酬月額10%を3ヶ月減額
- ・ 取締役 北村 昇 報酬月額10%を3ヶ月減額

4. G Y C 監査役

子会社の不適切な取引により過年度決算および当期業績修正に至った責任を重く受け止め、以下の通り報酬を返上いたします。

- ・ 常勤監査役 楠山 俊輔 報酬月額10%を3ヶ月減額
- ・ 常勤監査役 植村 茂夫 報酬月額10%を3ヶ月減額
- ・ 常勤監査役 清水 正 報酬月額10%を3ヶ月減額
- ・ 非常勤監査役 藤井 勲 報酬月額10%を3ヶ月減額

以上